

令和7年松茂町議会第3回定例会会議録

第2日目（9月5日）

○出席議員

- 1 番 山 元 尚 武
- 2 番 金 森 恵美子
- 3 番 川 端 順
- 4 番 尾 野 浩 士
- 5 番 鎌 田 寛 司
- 6 番 村 田 茂
- 8 番 板 東 絹 代
- 9 番 立 井 武 雄
- 10 番 森 谷 靖
- 11 番 米 田 利 彦
- 12 番 佐 藤 道 昭

○欠席議員

- 7 番 川 田 修

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	富士雅章
副町長	松下師一
教育長	丹羽敦子
民生部長	山下真穂
教育次長	谷本富美代
税務課長	藤田弘美
会計管理者	佐藤友美
チャレンジ課長	袴田智香
危機管理課長	山口高史
環境センター所長	飯田雅章
産業環境課長	河野歩美
建設課長	永井義猛
上下水道課長	田村佳裕
福祉課長	宮本早苗
長寿社会課長	河野聖子
住民課長	松下理恵
社会教育課長	近藤拓司
保健相談センター所長	三木幸枝
総務課長代理	川田浩二
学校教育課長代理	東條倫也

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	多田雄一
議会事務局係長	小松美佐

令和7年松茂町議会第3回定例会会議録

令和7年9月5日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

金 森 恵美子 議員

（1）排泄管理支援用具ストーマ装具及び給付事業について

米 田 利 彦 議員

（1）空調設備の早期設置

（2）公共施設の命名権の導入について

立 井 武 雄 議員

（1）胃がん予防に中学生のピロリ菌検査について

村 田 茂 議員

（1）給食の食物アレルギー対応について

板 東 絹 代 議員

（1）「ラーケーションの日」制度導入について

（2）補聴器の購入費補助について

（3）リチウムイオン電池の分別回収について

日程第2 議案第43号 松茂町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第44号 松茂町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第45号 松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第46号 令和6年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について

日程第6 議案第47号 令和6年度松茂町下水道特別会計未処分利益剰余金の処分について

日程第7 議案第48号 令和7年度松茂町一般会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第49号 令和7年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第9 議案第50号 令和7年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第51号 令和7年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 認定第1号 令和6年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 認定第2号 令和6年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 認定第3号 令和6年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 認定第4号 令和6年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 認定第5号 令和6年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 認定第6号 令和6年度松茂町水道特別会計決算認定
- 日程第17 認定第7号 令和6年度松茂町下水道特別会計決算認定

令和7年松茂町議会第3回定例会会議録

第2日目（9月5日）

---

---

午前10時00分開会

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和7年松茂町議会第3回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤道昭君】　皆さん、おはようございます。本日、令和7年の第3回定例会の2日目でございます。

昨日から台風が行方がちょっと気になり、開催もどうしようかと悩んだところですが、昨日、理事者側と協議いたしまして、大きく被害の出る台風ではないだろうということで開催をさせていただきました。よろしくお祈りします。また、板野町の山火事も心配しておりましたが、この雨で鎮火したようでございます。

そして、松下副町長も、今日から副町長ということで出席してもらっております。

本日一般質問ですが、毎回皆さんにお願いしておりますが、回答者、質問者もそれぞれが簡潔、明瞭に、そして、要約、要点が今日もおいでの傍聴者の方、また、ケーブルテレビをご覧の方にもきちんと伝わりやすいような内容になるようお願いいたします。今日はよろしくお祈りいたします。

---

○議長【佐藤道昭君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長【佐藤道昭君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

○議長【佐藤道昭君】　日程第1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました2番金森議員にお願いいたします。

金森議員。

○2番【金森恵美子君】　おはようございます。議長の許可が出ましたので、私の質問

をさせていただきます。

今回もまた、台風の中、一般質問傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。初めに、富士新町長、また松下副町長ご就任、心から喜び申し上げます。松茂町のさらなる発展と、町民の皆様の幸せのため、共にまちづくりに邁進するとともに、新町長としてのリーダーシップへの期待も込めまして、私の挨拶とさせていただきます。

質問事項、排泄管理支援用具ストーマ装具及び給付事業についてです。

ストーマとは人工肛門や人工膀胱のことであり、手術によっておなかに新しく作られた、便や尿の排泄の出口のことを言います。

また、ストーマを持っている人のことをオストメイトと呼び、消化管や膀胱等が十分な機能を果たせなくなったときや、病気や手術の影響で腸を休ませる必要があるときに活用されるものです。

何か特別な機械を使い管理するものではなく、自分の腸や尿管を直接おなかの外に出して便や尿の新しい排泄の管理になります。

ストーマ装具とは、付随的に排泄される便や尿を受け止め、貯留するための袋及び面版を基本に、その他、皮膚保護ペースト、消臭剤、剥離剤、皮膚被膜材、専用はさみ等のストーマ及びその周辺皮膚等を正常な状態に保つために必要な製品です。

ストーマを作った場合に利用できる社会保障には、身体障害者手帳・障害年金・医療費控除等の社会保障制度がありますが、オストメイトは排泄機能に障がいがあるものとして、ストーマ用具及び関連製品の使用が毎日の生活に必須であり、排泄管理支援用具に関する給付支援はなくてはならないもので、そのため、全てのオストメイトが身体障害者福祉法の適用を受け、さらに身体障害者総合支援法に基づいて居住する自治体からストーマ装具の給付を受けることができます。

これらの装具の給付事業を直接担当する自治体は、給付対象者、給付基準額、給付申請方法等を定め、その事業を実施しています。

現在、日本オストミー（ストーマを造設する手術のこと）協会には、全国のオストミー患者23万人を代表する公益法人として活動しています。

日本オストミー協会は、昭和59年10月オストメイト身体障がい者認定、平成2年2月JR乗車券の割引制度許可（認定）年月、平成21年3月高速道路割引制度許可（認定）、平成23年7月ストーマ装具交換に対する医療行為からの除外（条件付）と数々の功績を成し遂げる中、日々、組織のさらなる発展のために努力を重ねております。

そして、日本オストミー協会徳島県支部では、令和6年8月26日付で、県内24市町村と県知事宛てに増額要望として、「日常生活用具給付等事業における排泄管理支援用具に関する要望書」を送付しております。

要望項目として、30年余り給付金の増額がないということにより、増額を要望するものであり、オストミー協会の活動に、松茂町においても理解と認識を深めてほしいと考えます。

オストメイトにとって、ストーマ装具と関連製品は毎日の排泄を支える生活必需品です。個々のストーマ種類や環境により必要な装具や関連補助製品も異なります。特に夏場になると汗をかくため、剥がれたり、濡れ等リスクも格段と上がります。必然的に交換日数は4日に1回を3日に1回にしたりしているようです。そうすると、夏場に使用するパウチの数だけでも非常に多くなります。交換する分だけアクセサリーの使用回数も増えていくため、その分実費が重なり、様々な工夫をしていますが、そこには限界があり、幾らよい製品が出てきても、給付額内でできるように抑えようと考え、様々なサンプルを試し、自分に合うものを探すのも時間がかかってしまう現状で、やっと出会えても装具が高ければ購入できない、そういったお話を聞かせていただきました。

給付金額の増額において、徳島市では令和6年4月から実施しており、他の自治体の模範的給付内容となっています。令和7年4月から、鳴門市を含む7市町も給付の増額を実施しています。しかしながら、16市町村においては残念なことに、まだ増額が見送られております。

要望書による回答内容は、一律「給付状況や他自治体との取組を踏まえながら、前向きに検討し適切に対応いたします。」と、各市町村の回答の内容に疑問を感じるものばかりでした。松茂町の回答内容においても、「利用者個々の状況及び製品価格の推移を調査の上検討」という回答でありました。

自己負担額においても、住民税非課税における自己負担ありと答えた市区町村は約1割5分であり、約8割以上の市区町村においては自己負担なしでありました。住民税非課税ではないオストメイトにおける自己負担について、自己負担ありと答えたのはオストメイトの約9割でした。総じて、依然として自己負担が存在するオストメイトが非常に多いという結果から、そもそもの給付基準額が果たして妥当な金額となっているのかという課題が見えてきます。

また、各市区町村における1回当たりの給付月額については、6カ月と答えた市区町村

が6割で最も多く、一方で、1カ月、2カ月と回答する市区町村が増えており、給付のタイミングをより細かく設定する傾向も確認されております。給付の手続を考えると、給付期間が長い方が、オストメイトや自治体双方の手間は緩和されるのかもしれませんが、逆に不都合なことがないか等、給付を受けるオストメイトにとってどのようなニーズがあるのか、より詳細な調査も必要と考えられます。

そこで、質問をさせていただきます。

排泄管理支援用具、ストーマ装具の給付金増額に向けての実質的な対応策をどのように検討されているのか、そして、現在給付基準額、自己負担額や給付月数への改善取組等の支援状況がありましたらお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 山下民生部長。

○民生部長【山下真穂君】 金森議員ご質問の排泄管理支援用具、ストーマ装具及び給付事業についてご答弁申し上げます。

ストーマ装具の給付は、障害者総合支援法に規定されている地域生活支援事業のうち、日常生活用具給付等事業として市町村が実施いたしております。この給付につきましては、原則1割負担で、住民税非課税世帯や生活保護世帯の場合は対象種目を負担額なしで購入することができますが、市町村が決定する基準を超える額は自己負担をいただいております。

現在、松茂町におけるストーマ装具の基準額は、消化器系が月8,600円、尿路系が月1万1,300円であります。

議員が言及された、昨年10月に発出の日本オストミー協会の要望書には、「全国的に給付基準額が不足しており、オストメイトの実費負担が増えてきている状況である。」との見解が示されております。こうした見解も含め、松茂町では、利用者個々の状況及び製品価格の推移について継続的に調査を行い、基準額の引上げについて検討を重ねてまいりました。この調査の結果、日本オストミー協会の要望額と同程度でありましたことから、ストーマ装具の基準額を、令和7年10月分から、消化器系を月1万3千円に、尿路系を月1万5千円に引き上げることといたしております。なお、対象者に対しては、文書によるご案内を発出いたしております。

また、日常生活用具給付等事業では、申請ごとに、1枚で2カ月分を給付できる給付券を発行しております。ストーマ装具等排泄管理支援用具につきましては、特例として1回の申請につき給付券3枚まで、つまり、6カ月分まで一括交付できることとなっております。

す。現在の利用状況を見ても、利用者個々の状況に応じた対応ができていますものと考えております。

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができますよう、今後も障がい福祉サービスの充実に取り組んでまいります。

以上、ご質問への答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 金森議員。

○2番【金森恵美子君】 答弁いただき、ありがとうございました。

このことから、給付基準額を変更し、地域格差の訂正を促していくことは簡単なことではないと推測されます。どんな問題を抱えた方でも住みよいまちづくりを、自治体が主体となり、進めていってほしいと思います。

そして、今後の課題として、オストメイト対応トイレの設置、また、オストメイト災害対策等、障がいにおいて改め施策を策定するための議論の中で生かし、マスト化していったほしいと願うところであります。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、通告のありました11番米田議員にお願いいたします。

米田議員。

○11番【米田利彦君】 それでは、議長の許可がありましたので、私から、町が管轄する避難所の空調設備の有無について質問をいたします。

南海トラフ沿いの巨大地震について、政府の地震調査委員会は、今後30年以内に発生する確率を80%程度と評価しております。また、昨今の気温は上昇傾向にあり、異常な暑さが続いております。

このような自然災害や異常気象等により、いつ何どき避難所の開設をしなければならない状況において、避難所として指定されている施設にエアコンの設置が必須であると考えますが、各避難所の空調設備整備状況について、避難所ごとにお伺いします。あわせて、具体的な計画や検討状況等はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 山口危機管理課長。

○危機管理課長【山口高史君】 米田議員ご質問の空調設備の早期設置についてご答弁を申し上げます。

近年、地球温暖化の影響を受け、国内では猛暑日が続いたり、集中豪雨が頻発をしてお

ります。今年に入ってから、群馬県では8月5日に最高気温が41.8度という、国内観測史上1位の暑さとなる日があり、また、九州地方では線状降水帯の発生による水害が発生いたしました。日本を取り巻く自然環境は苛酷になりつつあり、これに加え、南海トラフ巨大地震に対する危機感も年々高まっております。

地震や津波だけでなく、洪水、高潮といった自然災害は、いつ発生してもおかしいものではなく、それが酷暑の日や、逆に極寒の日である可能性は排除できません。

松茂町では、災害が発生した場合、様々な事情により自宅に帰ることができない方々を受け入れるため、屋内型の指定避難所を町内に15箇所指定しております。

空調設備については、現在、15箇所のうち9箇所が整備をされております。

詳細をご説明いたしますと、まず、空調設備が整備されている指定避難所は、役場庁舎、総合会館、老人福祉センター、地域子育て支援センター、保健相談センター、津波防災センター、これに加えまして、町内3箇所の学習センター、以上合計で9箇所となります。

次に、空調設備を一部しか備えていない施設といたしましては、総合体育館がございます。こちらの施設は、サブアリーナについて未整備の状況でございます。

最後に、空調設備を備えていない施設は、町内4箇所の小・中学校体育館と第二体育館の合計5箇所となります。

ここで米田議員への回答となりますが、指定避難所の空調設備の整備につきましては、被災者のクオリティ・オブ・ライフ向上のためにも必要な設備であると考えております。ただし、現在、ご指摘のあった施設への防災上の空調設備の整備計画はございません。しかしながら、本議会初日に町長により所信表明がございましたとおり、これら施設への早期の整備を進めてまいります。

なお、財政上の措置といたしまして、防災上の必要性に応じて空調整備を行う場合、緊急防災減災事業債の利用ですとか、これに伴う徳島県の加算措置により対応できる可能性がございます。

防災担当といたしましては、各施設管理者に対して、財政上の解決策を提案しながら、より一層機能強化に向けて働きかけてまいります。

以上、米田議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【佐藤道昭君】 米田議員。

○11番【米田利彦君】 ただいまの答弁につきまして、再問をいたします。

全国の熱中症による救急搬送の状況は、半数以上が高齢者です。これは、高齢者が暑さ

を感じにくい、汗をかきにくい、のどの渇きを感じにくい等、身体の機能的な衰えに加えて、薬の副作用、脱水症状等のことから、このような高齢者の熱中症が増えておりますが、先ほど、空調施設計画があるという答弁をいただきました。ですが、具体的な設置時期は未定ようです。

空調設備の設置完了までの間、しっかりした対策を行っていただき、避難所の熱中症といった二次災害が出ないような、避難者が安心して避難できる環境整備について、どのような熱中対策をお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 山口危機管理課長。

○危機管理課長【山口高史君】 米田議員の再問についてご答弁を申し上げます。

これまで本町では、災害に対する備えとして、様々な物品を購入してまいりました。本年度におきましても、トイレカーやスターリンクの導入、パーティションルームの追加等を段階的に行っております。どれも災害時における避難者の最低限の生活環境を準備するために必要不可欠なものと考えております。

災害発生時には、そのときの状況に応じ、様々な物品が必要となります。しかしながら、その全てを満足させるために準備を行うのは非常に困難であるというのが現状でございます。

ここで米田議員への再問の回答となりますが、ご指摘の高齢者等の熱中症対策でございますが、仮に猛暑の中、本町が被災した場合、命に関わる方が出てくるかもしれません。現在、本町においては、スポットクーラーを12台所有しており、万が一のときには臨時的に運用が可能です。また、災害の程度にもよりますが、体調に不安のある方には、空調設備を利用できる避難所を優先的に提供したり、福祉避難所の開設要請を関係機関に依頼したりと、代替的な措置が必要と思われれます。

しかし、大規模な災害が発生した場合は、町単独での対応が困難となります。このため、平時より、徳島県は鳥取県とカウンターパート方式での相互応援協定を締結しております。町としても、官民連携した協力体制の構築に取り組み、災害時におけるレンタル機材等の提供に関する協定をレンタル会社3社と締結しておりますので、有事の際には、外部からの協力により、対策機材を準備していきたいと考えております。

災害発生時には、災害の程度に応じ、二次災害防止のため、様々な協定等を活用し、支援を要請してまいります。

以上、米田議員への答弁とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 米田議員。

○11番【米田利彦君】 続きまして、公共施設等の命名権の導入についての質問をさせていただきます。

近年では、命名権の対象施設としてバリエーションが広がっており、例えば公園、グラウンド、歩道橋、橋等身近な施設の命名権を設定する事例も増えております。

命名権で得られた収益は、主に施設の維持管理費、設備投資等に充てられ、町民の負担を軽減し、さらには命名権を介して、企業と地域の活性化にも繋がることを期待されております。

そこで、県内市町村でも導入の動きが見られる本制度について、松茂町では導入に向けた取組の現状や今後の対応計画があるのかどうか、お伺いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 川田総務課長代理。

○総務課長代理【川田浩二君】 米田議員ご質問の公共施設の命名権、ネーミングライツの導入についてご答弁申し上げます。

公共施設へのネーミングライツとは、公共施設の愛称を命名する権利を民間企業に付与する制度のことです。企業は対価を支払うことで、施設の愛称に自社の名前やブランド名等を冠することができます。これにより、企業は施設利用者へのPRやイメージアップを図り、自治体は施設の維持管理費等の新たな財源を確保することができます。

一方、注意点としては、慣れ親しんだ施設名が変更されることで、利用者に混乱を招く恐れがあること、命名権を取得した企業が不祥事等を起こした場合、施設のイメージダウンに繋がる可能性等があります。

ネーミングライツ導入の状況については、徳島県内では多くの自治体が導入しておりますが、松茂町の施設については、導入には至っておりません。

公共施設のネーミングライツは、財源確保や企業イメージ向上に役立つ一方で、利用者への配慮や、不祥事発生時の対応等注意点も存在しますので、募集方法・申請企業の審査方法等を研究し、企業と町の双方にメリットとなるような制度として導入できるよう、前向きに検討していきたいと考えております。

以上、米田議員ご質問への答弁とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 米田議員。

○11番【米田利彦君】 避難所の空調設備の整備状況並びに公共施設等の命名権の導入について答弁をいただきましたが、今後継続して事業を調査させていただき、今回の一

般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】　　続きまして、通告のありました9番立井議員にお願いいたします。

立井議員。

○9番【立井武雄君】　　それでは、議長の許可が出ましたので、私の一般質問を始めます。質問事項は、胃がん予防に中学生のピロリ菌検査についてです。

ピロリ菌（ヘリコバクター・ピロリ）感染は胃がんを招く大きな要因です。そこで、胃がん予防のために、中学3年生を対象に、ピロリ菌の検査・除菌を進めるものです。

方法は、学校検診の検尿の残りで一次検査をし、陽性になると、自宅に送られた検査キットで便を採って二次検査、陽性者に除菌治療の案内を送ります。

除菌治療は、成人と同じ量の薬を使える15歳になってから、医療機関で受けます。1週間薬を飲んで除菌の可否を確認できなかったときは、違う薬の組合せで再度除菌をする。北海道医療大、小和田暁子客員教授はシミュレーションで、費用対効果を分析しました。15歳、18歳、20歳、20歳以上80歳は10歳刻みの年齢でのピロリ菌検査と除菌を行った場合、50歳以降で内視鏡検査、(毎年、隔年、3年ごと)、また、何もしないうちに分けて分析しました。その結果、15歳での検査と除菌が、費用対効果が、最も高かった。内視鏡検査は胃がん死亡率を下げることはできますが、予防効果はありません。除菌は予防し、胃がん関連死亡率を下げることに繋がります。

ここで伺います。

松茂中学3年生に除菌治療に繋がるピロリ菌検査を希望者に町が全額負担し実施するお考えはないですか。よろしくお願いします。

○議長【佐藤道昭君】　　山下民生部長。

○民生部長【山下真穂君】　　立井議員ご質問の胃がん予防に中学生のピロリ菌検査助成について答弁申し上げます。

立井議員のおっしゃるとおり、胃がんの大きな要因は、ヘリコバクター・ピロリ菌の感染であり、幼少時にピロリ菌に感染すると、多くの場合は無症状ですが、生涯を通じて感染が持続し、胃粘膜に萎縮等の変化をもたらす、胃炎が悪化することで、胃・十二指腸潰瘍、胃がん等の疾患が発症します。

過去のデータの推計から、ピロリ菌感染者で、85歳までに胃がん罹患するのは、男性は約17%、女性では8%と報告されており、また、ピロリ菌の除菌治療を行って、除

菌を成功することにより、胃がんの発症が抑制されることが明らかになっております。

ピロリ菌の除菌方法は、薬剤を用いますが、無症状で除菌治療を行った場合、保険適用外になり自費診療となります。薬剤の副作用について、現状といたしましては、重篤な副作用の事例はありませんが、軟便、下痢等の副作用が多く、10%から30%程度認められております。

ピロリ菌の感染率では、70歳代では約60%と高く示されておりますが、年代が下がるほどに感染率は低くなっており、中学生の感染率は5%以下と推測されております。

こうした現状の中、日本小児栄養消化器肝臓学会からは、中学生でピロリ菌を除去して胃がん予防ができたとの直接的な根拠がないため、無症状の小児にピロリ菌の検査、除菌は推奨しないと示されております。

中学生のピロリ菌検査については、実施の可否のみならず、検査の方法、時期、場所の確保等について、学校、学校医、検査を実施する機関等との協議が必要であり、また、様々な見解が示されている状況でありますことから、この検査の導入については、今後、研究してまいります。

以上、ご質問への答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 立井議員。

○9番【立井武雄君】 詳細な答弁ですので、再問はいたしません。より一層前へ進んでいただけることをお願いして、私の質問を終わります。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、通告のありました6番村田議員にお願いします。  
村田議員。

○6番【村田 茂君】 ただいまは議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。今回のテーマは、学校給食における食物アレルギーの対応についてでございます。

まず、質問の要旨に入る前に、文部科学省が出しております対応指針、これについて若干触れさせていただきます。

文部科学省は、学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、各学校設置者、そして、学校及び調理場において、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアル等作成する際の参考となるよう、学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方や留意すべき事項等を示した指針を作成いたしております。各学校設置者は、指針を参考に、所管する学校や調理場等において食物アレルギー対応の方針を定め、各学校及び共

同調理上においては、本指針及び学校設置者が定める方針を踏まえ、学校内や調理場における対応マニュアルを整備し、安全な給食の提供に努めるようになっております。

なお、学校設置者等において方針を作成するに当たっては、管理職を含めた全ての教職員、関係者が主体的に関わって作成すること、また、学校等に置かれている諸条件に応じて最も適切と考えられる方策を取り入れることに留意して作成することになっております。こういうふうには文科省の方から指針が出ておりますので、これに基づいて、本町の実態についてちょっと質問をさせていただきます。

食物アレルギーによりクラスメイトと同じメニューを食べることができない児童生徒が他の自治体ではいると聞きました。給食の時間は、みんなで食事を取る楽しい時間ですが、食物アレルギーがある場合は、別メニューや別室での対応となることがあるようです。別メニューで対応できればいいのですが、症状によってはご家庭から弁当を持参することもあるとお聞きしております。松茂町の場合、食物アレルギーに関する情報・知識について、児童、生徒、教員、家庭で共有されているのか、お伺いをいたしたいと思います。例えば学校と家庭では食物アレルギーが発生する食品を避けることはできても、児童生徒間で食物アレルギーを含む食品がやり取りされることにより、重大な事故に繋がることもあります。適切な知識を持つことが重要であり、その情報・知識の共有は行われているのか。また、行われているのであれば、実効性はどの程度なのでしょう。併せてお伺いをいたします。

なお、答弁によっては再問をさせていただきます。よろしくお伺いをいたします。

○議長【佐藤道昭君】 谷本教育次長。

○教育次長【谷本富美代君】 村田議員ご質問の給食の食物アレルギー対応について答弁申し上げます。

近年、食物アレルギーを有する子どもは全国的に増加傾向にあり、原因食物の種類も多様化しております。当町では、議員のおっしゃったように、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」を踏まえて作成した「松茂町食物アレルギー対応マニュアル」に基づきまして、小・中学校での食物アレルギー対応に取り組んでおります。

そこで、議員ご質問の情報・知識の共有についてでございますが、まず、食物アレルギー対応の基本手順といたしまして、食物アレルギーのため、学校給食での配慮を希望する保護者から申出をしていただきます。その申出に基づいて対応開始前に、養護教諭、栄養教諭と面談を行っております。面談では、医師の記載した「学校生活管理指導表」を基に、

現在の症状や家庭での対応、給食時の学校での対応、学校生活でアレルギーについて必要な配慮や、アレルギー症状が出た場合の緊急時の対応について等、詳細なことを確認します。この面談は毎年行い、アレルギー症状について変化がないか等確認し、新年度4月の給食が始まるまでに職員会において、情報を共有しております。クラスにおいても、食物アレルギーを有する者への配慮を含む基本的な理解や、食事を安全に楽しむために、マニュアルに基づいて指導が行われております。

そして、給食センターにおいては、栄養教諭が、給食の原材料にアレルギーの原因となるアレルゲンが含まれているかを、献立の食材や加工食品の商品規格書で確認しております。確認したアレルゲンは、1カ月分の献立表に表示し、アレルギー対応が必要なご家庭に配布しております。さらに詳しい食材の情報を希望するご家庭には、献立の詳細を記載した献立表と加工食品の詳細が記載されている商品規格書をお渡しし、対応をしていただいております。また、学校においても同じ資料を提示し、情報を共有しております。

このように、食物アレルギーに対する情報を共有することで、誤食、症状発生時の緊急時対応については、職員間での共通認識の下、具体的に対応できる体制が整えられております。

また、情報・知識の共有が行われているのであれば、実効性はどの程度なのかにつきましては、食物アレルギーに関する事故が発生した場合には、県教育委員会体育健康安全課へ報告することとされておりますが、この報告はございません。このことから、食物アレルギー対応について一定の成果があると考えております。

今後も、食に関する指導の充実を図り、それぞれが食物アレルギーに関する正しい知識を持ち、共通理解を図りながら、事故防止に努めてまいりたいと考えております。ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】 村田議員。

○6番【村田 茂君】 ただいまは、教育次長から詳細なご回答をいただきました。本町の場合、今、次長が答弁したように、安全な対応が十分されておるように感じました。

それで、今後も引き続いて、各学校において、アレルギー対応マニュアルを再度確認いただき、校長のリーダーシップの下、学校として、組織として対応し、多くの子ども達が楽しい給食が、より一層安全なものとなるように私は期待をして、要望ですが、今後も、この松茂町の取組を十分継続して行っていただくようお願いをいたしまして、私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】　　続きまして、通告のありました8番板東議員にお願いします。  
板東議員。

○8番【板東絹代君】　　改めまして、皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問3問させていただきます。

まず1問目は、「ラーケーションの日」制度導入についてでございます。

徳島県教委は、2025年4月より、親子で自然、社会体験や探究活動をするために、学校を休んでも欠席扱いとならない「ラーケーションの日」制度を導入しました。児童生徒の自主的な学びの姿勢を育むのが目的です。

対象となるのは、県立の中学校、高校、中等教育学校、特別支援学校でスタートしました。県は、小・中学校を運営する市町村の教育委員会にもこの制度の導入を呼びかけています。既に、9市町村が導入を決めているようで、1学期に376件の申請件数で、大阪・関西万博等への参加活用事例があったようです。

ラーケーションは、英語のラーニング（学習）と、バケーション（休暇）を組み合わせた、平日だからこそできる学校外での学びで、事前に、いつ、どこで、何をするかを学校に届け出れば利用できます。保護者ら大人と児童生徒と一緒に活動するのが条件で行き先は県内外を問わない。推奨される活動は、自然や歴史、文化、進路に関わる体験等を想定しています。年間3日を上限に休めて、土曜、日曜や祝日と組み合わせることもできます。子どもが学びたいこと、親が学ばせたいことに取り組んでほしいとのことでした。

共働きをされているご家庭も多いので、家族の休みが合わない場合も多く、現代社会において、よい制度だと思います。本町の見解をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】　　谷本教育次長。

○教育次長【谷本富美代君】　　板東議員ご質問の「ラーケーションの日」制度導入についてご答弁申し上げます。

議員ご認識のとおり、ラーケーションとは、子どもの学びの意味の「ラーニング」と、保護者の休暇を意味する「バケーション」を組み合わせた言葉で、平日に家族と共にできる学校以外での学びを目的とした取組でございます。

「ラーケーションの日」は、子ども達の未来に繋がる家庭での新しい学びの形を実現するため、令和5年度に愛知県で初めて導入され、徳島県では、令和7年4月より、県立の中学校、高等学校等において導入された制度と承知しております。

児童生徒が保護者等の家族と一緒に、平日、家庭や地域等で、体験や探究の学び・活動を自ら企画し実行する日とし、また、保護者の休暇に合わせて家族との時間を確保するとともに、子どもの今の生活を振り返り、今後について話し合う機会を創出する日ともされております。

徳島県が実施している制度では、「ラーケーションの日」を取得するには、学校の行事やテスト期間等を除き、保護者の休暇に合わせて事前に学校へ届出を行うことで、年に3日まで取得することが可能であり、学校以外の自主学習活動と位置づけることで、登校しなくても児童生徒を欠席扱いとせず、出席停止と同じ扱いになると承知しております。

さて、「ラーケーションの日」に関する本町の見解になりますが、この制度を導入することで、特に土曜日や日曜日に働いている保護者にとっては、仕事が休みとなる平日に、子どもと一緒に過ごすことができるようになります。さらに、児童生徒は、教室で学ぶ知識だけではなく、そこでしか体験できない自然体験、興味のあることに取り組み、将来の仕事への意識を高める等、ふだんできない社会体験が広がります。

また、その土地のよさを知ることができる地域めぐり等、地域に出かけたり、多くの人と出会ったりする機会が充実いたします。その体験等を通じて、子ども達の創造力や自己肯定感等を育み、家族と共に今後を見つめる機会がつかれることは、一定の意義があることと考えております。

一方、現在の日本の社会においては、経済格差が教育格差、そして体験格差へと繋がり、家庭の経済状況は、子ども達の学習機会や様々な体験活動の機会に影響を与えていることも、深刻な課題であります。

本町としましては、公平性や学習補充の観点等から、現在は、積極的に制度として導入するには至っておりません。しかし、要望がある家庭においては、学校と教育委員会が協議をして対応してまいります。

なお、今後におきましては、一定のルールや周知等、来年度からの制度導入に向けて研究しながら進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○8番【板東絹代君】 「ラーケーションの日」制度は、研究をしながら前向きに進めていただけるということで理解していいですね。いろいろと準備があると思いますが、前向きに進めていただきたいと思います。子どもの未来に繋がる新しい学びの形実現のため

設けられた制度です。私は、一定の意義があると考えております。上手に利用していただけたらいい制度ですので、ルールづくりが大切です。ルールづくりを学校間で共有した上で、よろしくお願ひしたいと思ひます。お願ひいたします。ありがとうございました。

続きまして、2問目の質問は、補聴器の購入費補助についてでございます。

高齢化が進み、聴覚障がいを持つ人が増加しています。情報入手の困難さでは、難聴になると公共交通機関のアナウンスや駅の案内放送、テレビやラジオの音声情報が聞き取れないため必要な情報が入手できない。災害時の避難情報や緊急速報等重要な情報が音声で伝えられる場合、聞き取れず、状況を把握できない。

コミュニケーションの困難さでは、電話や対面での会話が難しく、意思疎通に苦勞する。相手にうまく伝わらない。誤解を生むことがある。会話や会議で話の早さについていけない。そうすることで、外出を嫌がり、孤立感や疎外感を募らせる。

緊急時における危険では、サイレンや警報、周囲の警告音等が聞こえないため、危険を察知するのが遅れる。後ろからの車の接近や、自転車の警告音等に気づかず、事故に遭う危険性がある。

これらの困り事は、聴覚障がいを持つ人々が日常生活や社会生活を送る上で、様々な場面で支障をきたす可能性があります。そのため、うつ病や認知症リスクを高める大きな要因となります。生活の質の向上に繋がり、健康寿命延伸のためにも、費用が高額な補聴器の購入費補助はできないのでしょうか、お伺ひいたします。よろしくお願ひします。

○議長【佐藤道昭君】 山下民生部長。

○民生部長【山下真穂君】 板東議員ご質問の補聴器の購入費補助について答弁申し上げます。

加齢等による聴力機能の低下により会話や音が聞こえにくくなったことで、毎日の暮らしに不便さを感じている方々の生活を支援するため、本町では、高齢者が補聴器を購入された費用の一部を補助する事業を10月から実施いたします。

対象となる方は、本町の住民基本台帳に記録された、聴覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けることができない、両耳聴力が40デシベル以上70デシベル未満の65歳以上の高齢者です。補助金の額は、補聴器1台の場合は3万円、両耳2台分の場合は6万円を上限といたします。利用される方のご負担に配慮し、補助金分の立替えを要しない受領委任払いの仕組みも取り入れます。

なお、両耳聴力が70デシベル以上の重度難聴の方には、障害者総合支援法に基づく補

聴器支給事業がございます。聴覚障がい身体障害者手帳を取得していただき、補聴器を支給する事業を従前より実施しているところでございます。

事業の開始に当たり、広報まつしげ10月号、町ホームページ等への掲載を行うとともに、窓口にチラシを設置し、制度の周知を進めてまいります。

板東議員のおっしゃるとおり、難聴を放置することは、認知症、うつ病等、様々な疾患の発症と関連しているとも言われており、早期診断・適切な支援が重要であると考えられています。この事業により、補聴器を装着いただくことで聞こえが改善され、災害時における不安の解消や日常生活の質の向上に繋がる一助になりましたら幸いです。

以上で、板東議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○8番【板東絹代君】 補聴器購入費の補助は10月から実施するというので、10月の広報まつしげとかにお知らせしてくださるということですね。広報啓発と購入費の受領委任払いの仕組みを丁寧に説明してあげてほしいと思います。一人ひとりそれぞれ状況が違いますので、福祉課と長寿社会課の連携で、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、3問目の質問は、リチウムイオン電池の分別回収についてでございます。

近年、モバイルバッテリーやスマートフォン、イヤホン、電動アシスト自転車等、私達の日常の生活に欠かせない機器に広く使われているリチウムイオン電池による大きな問題が2つあります。

1つ目は火災リスクです。可燃ごみはごみ収集車で回収しますが、ごみ収集車は強い力で圧縮します。リチウムイオンバッテリーは強い力が加わると爆発的に発火するため、通常の可燃ごみの扱いで回収した場合に、収集車等から出火するケースが全国的に後を絶たないようです。

2つ目は資源回収の必要性です。材料に省資源の観点から回収が求められる部材が含まれるので、安易に焼却してしまうことはよくありません。環境省は、家庭ごみと一緒に回収する際の火災や事故を防ぐため、リチウムイオン電池の分別回収について、市町村が回収するよう求めています。本町の場合は対応が未定との新聞報道があります。リチウムイオン電池の分別回収について、現在の状況と、町民への広報・啓発についてお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 飯田環境センター所長。

○環境センター所長【飯田雅章君】 板東議員ご質問のリチウムイオン電池の分別回収について答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、近年、ごみ収集運搬車両や廃棄物処理施設等においてリチウムイオン電池を使用した製品による火災事故等の発生が深刻な問題となっており、環境省による全国1,741自治体への調査では、令和5年度において8,543件の火災事故が発生したとの調査報告がございました。

これを踏まえ、同省において、令和7年4月15日付け「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について」が示されました。内容といたしましては、「市町村におけるリチウム蓄電池等の回収体制の構築、住民への広報・周知、適正な保管・処分を行うよう対策の徹底を行う」というものでございます。

それでは、議員ご質問の2点について答弁申し上げます。

ご質問の1点目、リチウムイオン電池の分別回収について現在の状況でございます。

まず、収集方法につきまして、町では火災発生防止のため、積載した不燃ごみを強い力で圧縮するごみ収集専用の塵芥車（いわゆるパッカー車）ではなく、平ボディーのダンプトラックを使用し、月に2回、不燃ごみ（有害ごみ）での収集を行っております。回収されたリチウムイオン電池を使用した製品のうち、モバイルバッテリー単体製品やハンディークリーナー・電動自転車など、バッテリーが容易に取り外しできるものにつきましては、作業員の手作業による取り外しを行い、気温の変化や雨風による影響が受けにくい地下倉庫で適正に保管しております。また、保管した製品は年に2回程度、再資源化事業者に引き渡し、製品に含まれている亜鉛や鉄・水銀を抽出し、再資源化しております。

ご質問2点目、町民への広報・啓発についてでございます。

このことにつきましては、今後、広報まつしげや防災無線での町民への広報・周知に努めてまいりたいと考えております。また、予算の関係もございますが、リチウムイオン電池を使用した製品の種類やごみ出しの仕方などを、文字だけでなくイラストなどを使用し、見てわかりやすいチラシの作成も検討してまいります。

町において現時点では、ごみ収集車両や処理施設での火災発生はございませんが、今後も事故の無いよう適正なごみ収集・処理に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○8番【板東絹代君】 ごみ収集事業者の方々、関係者の方々には大変お世話になって

おります。ありがとうございます。

それでは、再問します。

正しい取扱いをしないと事故に繋がる恐れがあると不安を持つ町民の方々もいらっしゃると思います。リチウムイオン電池を使用した製品の処理に対しての電話等の相談にどのような対応をしていますか、お伺いします。

○議長【佐藤道昭君】 飯田環境センター所長。

○環境センター所長【飯田雅章君】 板東議員の再問に答弁申し上げます。

先程の答弁でも申しましたが、リチウムイオン電池を使用した製品につきましては、月に2回の不燃ごみ（有害ごみ）での収集を行っている旨を説明しております。また、今年度においても数件の問い合わせがございましたが、機器類に内蔵されているリチウムイオン電池の不具合による影響で、モバイルバッテリーや小型ゲーム機本体が膨張し、放置すれば発煙・発火に繋がる危険な状態の製品につきましては、ごみ持ち寄り場所へのごみ出しは行わず、第二環境センターへ直接持ち込みしていただくようお願いしております。

以上、再問への答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○8番【板東絹代君】 リチウムイオン電池を使用した製品の処理に対しての町民の相談に対しては、第二環境センターへ直接持ち込んでいただくように、適正な対応ができていくということですね。

そこで、1点お願いをしておきます。全国で約8,500件の火災事故が発生したとの調査報告があります。全国的な問題ですので、事故の起きないためにも、町民の皆様には、チラシを目のつくところに貼る等、広報・周知に努めて、ご協力をしていただきましょう。そのために、予算の関係もありますが、スピードを持ってチラシの作成をお願いします。本町においては、現時点で、ごみ収集車両や処理施設での火災は発生していないとのことですが、今後も事故のないよう、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、通告による一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

---

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第2、議案第43号「松茂町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第17、認定第7号「令和6年度松

茂町下水道特別会計決算認定」までの議案9件及び認定7件を一括して議題といたします。

以上、議案9件及び認定7件につきましては、各委員会に付託いたしたいと思いますが、付託の前に総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長【佐藤道昭君】 質疑ないようなので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案9件及び認定7件については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案9件及び認定7件については、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休いたします。

午前11時09分小休

---

午前11時10分再開

○議長【佐藤道昭君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。ただいま配付いたしました議案付託表をご覧ください。

総務常任委員会。

議案第43号 松茂町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第44号 松茂町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第48号 令和7年度松茂町一般会計補正予算(第2号)(所管分)

以上が総務常任委員会に付託する議案3件でございます。

次に、産業建設常任委員会。

議案第45号 松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例

議案第46号 令和6年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について

議案第47号 令和6年度松茂町下水道特別会計未処分利益剰余金の処分について

議案第48号 令和7年度松茂町一般会計補正予算（第2号）（所管分）

議案第51号 令和7年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）

以上が産業建設常任委員会に付託する議案5件でございます。

次に、教育民生常任委員会。

議案第48号 令和7年度松茂町一般会計補正予算（第2号）（所管分）

議案第49号 令和7年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 令和7年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

以上が教育民生常任委員会に付託する議案3件でございます。

次に、予算決算特別委員会。

認定第1号 令和6年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定

認定第2号 令和6年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第3号 令和6年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第4号 令和6年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

認定第5号 令和6年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定

認定第6号 令和6年度松茂町水道特別会計決算認定

認定第7号 令和6年度松茂町下水道特別会計決算認定

以上が予算決算特別委員会に付託する認定7件でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長【佐藤道昭君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、先般開催されました議会運営委員会において、そのように案を決定させていただいたわけでございますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案9件及び認定7件は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について、事務局より説明いたします。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。委員会日程表をご覧ください。

各委員会の日程でございます。開催場所は、松茂町役場3階、301委員会室でございます。

予算決算特別委員会、9月8日、月曜日、午前10時から。

教育民生常任委員会、9月10日、水曜日、午前10時から。

産業建設常任委員会、9月10日、水曜日、午後1時30分から。

総務常任委員会、9月10日、水曜日、午後3時から開催いたしますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日9月6日から9月16日までの11日間は、委員会審査のため休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、明日9月6日から9月16日までの11日間は休会と決定いたしました。

次回は9月17日、午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時16分散会